

木更津市高齢者配食サービス事業業務委託仕様書

この仕様書に示す内容は、業務の基本的事項を示すものであり、契約に際しては、企画提案の内容を踏まえて仕様を追記する。

1 業務名

木更津市高齢者配食サービス事業業務委託

2 業務の範囲

木更津市内一円

3 業務の内容

- (1) 市が指定する利用者に対して、栄養面に配慮された高齢者にも対応できる食事を、利用者1名につき週2回以内配達すること。ただし、配達する食事は1食あたり860円相当のものとする。
- (2) 食事の配達を行うと同時に利用者の安否確認を行い、異常が確認されたときは速やかに市長へ報告を行うこと。
- (3) 必要に応じて関係機関との連絡調整を行うこと。
- (4) 令和8年度実施予定（利用者全体 1ヶ月あたりの見込み）

ア 利用者数 300人～325人程度

イ 配食件数 2,250食～2,450食程度

ただし、受託事業者が複数ある場合は、市が作成する「木更津市高齢者配食サービス事業業務委託事業者一覧」より、利用者が事業者を選択するものとし、事業者は全体利用者数の内、選択された利用者分を配達するものとする。

※この見込みは、契約時の利用者数及び配食件数について保証するものではなく、業務全体の規模を示すものである。

4 委託料

1食あたり430円（消費税及び地方消費税を含む。）

※1食あたり860円相当の食事（食事の種類は問わない）の内、利用者負担430円、市負担430円とし、市負担分を委託料として支払うものとする。

5 配達時間

おおむね午前10時から午後1時の間

6 実績報告について

事業者は、1か月の業務の実績報告として請求書及び配食サービスの確認ができる書類を、書面に取りまと

め遅滞なく報告するものとする。

7 利用料徴収及び配達受領印について

原則として食事の配達時に、配食業者は利用者から直接徴収し、配達受領印または署名をもらう。ただし、やむを得ない場合にかぎり、その他の方法により徴収することができるものとする。

8 安全・衛生について

- (1) 事業者は、原材料の取扱、調理、運搬配達等にあたっては、食中毒事故防止のための衛生管理を適切に行うこと。
- (2) 事業者は、業務を実施するにあたり、常に食品衛生法その他関係法規を守り、監督官庁の指示に従うこと。

9 食事内容について

- (1) 地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン（平成29年3月厚生労働省通知）に沿って事業を行い、特に「第5 地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理」を参考に献立作成等を行うこと。
- (2) 配食利用者の年齢・性別・介護度・身体状況・健康状態に合わせ適切な食事を提供し、利用者へ配布する献立表は高齢者に分かりやすく、配食以外の食事を選ぶ際にも参考になるものであること。

10 苦情処理について

事業者は、利用者の苦情に対し迅速かつ円滑な解決を図るように苦情処理に努めるものとする。また、必要により市へ報告するものとする。

11 疑義等

本仕様書に疑義が生じた場合は、市と事業者の協議の上定める。

また、本仕様書に定めのない事項については、市と事業者の協議の上、市の指示に従うものとする。ただし、明らかに必要な業務等については、事業者の判断により行うことができるものとする。この場合において、その行った内容を速やかに市へ報告するものとする。

12 その他

- (1) 配食サービス事業の対応日時には必ず連絡対応（FAX含む）ができる体制にすること。
- (2) 事業者は、木更津市又は隣接市に事業所を有し、事業の趣旨に賛同し、木更津市高齢者配食サービス事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び本仕様書に基づき配食サービスを実施すること。
- (3) 事業者は、栄養士法（昭和22年法律第245号）による免許取得者を配置すること。
- (4) 事業者は、事業主の変更及びやむを得ない事情により本事業より撤退する場合は、6か月以上前に市長へ申し出なければならない。

- (5) 事業者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 市は、配達中の事故等について、一切責任を負わない。